（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第十条　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一編　総則（第一条―第二条）	第一章　総則（第一条―第十六条の二）
第二編　連結財務諸表	第二章　連結貸借対照表
第一章　総則（第三条―第十六条の二）	第一節　総則（第十七条―第二十条）
第二章　連結貸借対照表	第二節　資産（第二十一条―第三十四条の三）
第一節　総則（第十七条―第二十条）	第三節　負債（第三十五条―第四十一条の二）
第二節　資産（第二十一条―第三十四条の三）	第四節　純資産（第四十二条―第四十四条の二）
第三節　負債（第三十五条―第四十一条の二）	第五節　雑則（第四十五条―第四十七条）
第四節　純資産（第四十二条―第四十四条の二）	第三章　連結損益計算書
第五節　雑則（第四十五条―第四十七条）	第一節　総則（第四十八条―第五十条）
第三章　連結損益計算書	第二節　売上高及び売上原価（第五十一条―第五十四条）
第一節　総則（第四十八条―第五十条）	第三節　販売費及び一般管理費（第五十五条―第五十六条）
第二節　売上高及び売上原価（第五十一条―第五十四条）	第四節　営業外収益及び営業外費用（第五十七条―第六十一条）
第三節　販売費及び一般管理費（第五十五条―第五十六条）	第五節　特別利益及び特別損失（第六十二条―第六十四条）
第四節　営業外収益及び営業外費用（第五十七条―第六十一条）	第六節　当期純利益又は当期純損失（第六十五条―第六十五条の三）
第五節　特別利益及び特別損失（第六十二条―第六十四条）	第七節　雑則（第六十六条―第六十九条）
第六節　当期純利益又は当期純損失（第六十五条―第六十五条の三）	第三章の二　連結包括利益計算書
第七節　雑則（第六十六条―第六十九条）	第一節　総則（第六十九条の二―第六十九条の四）
第三章の二　連結包括利益計算書	第二節　その他の包括利益（第六十九条の五・第六十九条の六）
第一節　総則（第六十九条の二―第六十九条の四）	第三節　包括利益（第六十九条の七）
第二節　その他の包括利益（第六十九条の五・第六十九条の六）	第四章　連結株主資本等変動計算書
第三節　包括利益（第六十九条の七）	第一節　総則（第七十条・第七十一条）
第四章　連結株主資本等変動計算書	第二節　株主資本（第七十二条）
第一節　総則（第七十条・第七十一条）	第三節　その他の包括利益累計額（第七十三条・第七十四条）
第二節　株主資本（第七十二条）	第四節　新株予約権（第七十五条）
第三節　その他の包括利益累計額（第七十三条・第七十四条）	第五節　非支配株主持分（第七十六条）
第三節の二　株式引受権（第七十四条の二）	第六節　注記事項（第七十七条―第八十条）
第四節　新株予約権（第七十五条）	第七節　雑則（第八十一条）
第五節　非支配株主持分（第七十六条）	第五章　連結キャッシュ・フロー計算書
第六節　注記事項（第七十七条―第八十条）	第一節　総則（第八十二条・第八十三条）
第七節　雑則（第八十一条）	第二節　連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法（第八十四条―第八十七条）
第五章　連結キャッシュ・フロー計算書	第三節　雑則（第八十八条―第九十条）
第一節　総則（第八十二条・第八十三条）	第六章　連結附属明細表（第九十一条―第九十二条の二）
第二節　連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法（第八十四条―第八十七条）	第一節　指定国際会計基準（第九十三条・第九十三条の二）
第三節　雑則（第八十八条―第九十条）	
第六章　連結附属明細表（第九十一条―第九十二条の二）	